

## 私立認可保育所運営事業者が新たに園庭を確保する場合における補助制度の創設について

区ではこれまでも、私立認可保育所等に対する運営費補助等を通して、各運営事業者が自主的にソフト・ハード両面から保育の質の維持・向上を図る取組を支援しているところです。こうした支援の一環として、以下のとおり、令和2年度から、認可保育所運営事業者が、保育内容の一層の充実に向け、新たに園庭を確保する場合における区独自の補助制度を創設することとしたので、報告します。

### 1 補助対象となる園庭用地の要件

次の要件をいずれも満たす園庭用地を補助対象とする。

- 当該認可保育所から徒歩5分（約400m）程度の場所であること。
- 園庭用地の広さは、概ね20㎡以上であること。

### 2 補助制度の概要

区分	補助基準額	補助額	補助期間
(1)園庭用地を借入金により購入した場合の借入利子の補助	以下を比較して少ない方の額 ①長期プライムレートに係る利子 ②借入利率に係る利子	補助基準額の10/10	借入金返済期間 (10年間上限) ※補助終了後、10年間は園庭として使用
(2)園庭用地を貸借した場合の賃借料の補助	以下を比較して少ない方の額 ①路線価に基づき、相続税における評価額の算出方法で算出した額×2.5/1,000 ②月額賃借料	補助基準額の1/2	賃貸借契約期間 (10年間上限)
(3)園庭用地に係る整備費の補助 ※門、圍障、手洗い、水飲み場等、園庭に必要な設備	以下を比較して少ない方の額 ①㎡単価:22,500円×㎡数 (国・都の防音壁の整備に係る補助を活用の場合14,000円/㎡) ②実支出額	補助基準額の3/4	整備年度内

### 3 適用

令和2年4月1日から適用する。

### 4 今後の主なスケジュール（予定）

- 令和2年3月 補助要綱を制定  
私立園長会等で補助制度を周知
- 4月 補助制度を開始